築上町こども計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

１．目的

本要領は、「築上町こども計画策定支援業務委託」に関して、本業務の履行に最も適した事業者を選定することを目的として、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

２．業務概要

（１）業 務 名 　築上町こども計画策定支援業務委託

（２）業務内容 　「築上町こども計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

（３）業務期間 　契約締結日から令和7年3月14日まで

３．提案上限額

６,２９２,０００円（消費税額及び地方消費税額を含む）

（内訳）令和5年度 ２,５７４,０００円（消費税額及び地方消費税額を含む）

令和6年度 ３,７１８,０００円（消費税額及び地方消費税額を含む）

４．参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。

（２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

（３）国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。

（４）築上町暴力団排除条例（平成22年条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

（５）築上町及び他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。

（６）過去5年以内に、都道府県または市区町村における自治体において、子ども・子育て支援事業計画等子どもに関わる事業計画の策定に関する業務を受託し、完遂した実績があること。

５．実施スケジュール

・公募開始日　　　　　　　令和5年11月15日（水）

・質問受付期限　　　　　　令和5年11月20日（月）午後5時

・質問回答期限　　　　　　令和5年11月24日（金）

・参加表明書等提出期限　　令和5年12月5日（火）午後5時

・企画提案書等提出期限　　令和5年12月12日（火）午後5時

・審査結果の通知　　　　　令和5年12月下旬予定

※本業務についての説明会、プレゼンテーションは実施しない。

６．質問及び回答

（１）提出方法

質問書（様式５）により電子メールで行うこと。

なお、メール送信後に子育て・健康支援課に電話で連絡すること。

（２）提出期限

令和5年11月20日（月）午後5時（必着）

（３）提出先

築上町　子育て・健康支援課 子育て支援係

E-mail：kosodate@town.chikujo.lg.jp

（４）回答方法

令和5年11月24日（金）までに町ホームページに公表する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

７．参加表明書等の提出

　　参加を表明する事業者は、次に掲げる内容に従い、参加表明書等必要書類を提出すること。

（１）提出書類及び提出部数

　　ア　参加表明書（様式１）　　　　１部

　　イ　会社概要（様式２）　　　　 １部

　　ウ　会社概要参考資料　　　　　　１部

　　　　※会社案内、パンフレットなど

　　エ　業務実績（様式３）　　　　　１部

　　オ　業務の実施体制（様式４）　　１部

　　カ　国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がない証明書

（発行後3ヵ月以内・写しでも可）

（２）提出期限

令和5年12月5日（火）午後5時（必着）

（３）提出方法

　　　持参または郵送

（４）提出先

〒829-0392　福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2

築上町　子育て・健康支援課　子育て支援係

８．企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、仕様書に基づき、本業務の目的に沿った企画提案書を作成し提出すること。

（１）提出書類及び部数

　　ア　企画提案書（任意）　　　　　9部（正本1部、副本8部）

　　イ　見積書（任意）　　　　　　　9部（正本1部、副本8部）

（２）提出期限

令和5年12月12日（火）午後5時（必着）

（３）提出方法

　　　持参または郵送（郵送の場合は、送付記録が残る方法に限る。）

（４）提出先

〒829-0392　福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2

築上町　子育て・健康支援課　子育て支援係

９．審査及び選定

（１）審査委員会

　　　築上町の庁内関係者で構成する審査委員会を設置し、提案書類等の審査を行う。

（２）選定方法

ア　別紙「審査基準」に則して、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も多くの審査委員に選定された提案者を第1優先交渉権者とし、次点を第2優先交渉権者とする。

イ　審査委員に選定された提案者の票数が同数となった場合には、全委員の採点した評価点を提案者ごとに合計し、その合計点の高い提案者を第1優先交渉権者とする。評価点も同数の場合は、見積価格の低い提案者を第1優先交渉権者とする。

ウ　第1優先交渉権者が契約までの間に失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、第2優先交渉権者と協議を行う。

　　　エ　応募が1者であった場合も、審査委員会におけるプロポーザルを実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その提案者を交渉権者として選考し、協議を行う。

１０．審査結果の通知

審査結果は、企画提案があったすべての事業者に対し、参加表明書に記載のメール

アドレスに通知する。

１１．契約

（１）第1優先交渉権者は、提出された企画提案書等を踏まえ、速やかに本町と協議する。

（２）協議が整った場合は、提案上限額の範囲内で本町と随意契約により委託契約を締結する。ただし、第１優先交渉権者との協議が整わない場合は、第2優先交渉権者と交渉を行うこととし、随意契約により委託契約を締結する。

１２．失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）「４．参加資格」の要件を満たさなくなった場合。

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（３）不正と認められる行為があった場合。

（４）審査の公平性を害する行為があった場合。

１３．その他

（１）本プロポーザルに係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。

（２）提出された参加表明書や企画提案書等は返却しない。

（３）書類提出期間終了後の企画提案書等の修正及び変更は、原則として認めない。

（４）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、築上町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。

１４．問い合わせ先

築上町 子育て・健康支援課 子育て支援係（担当：鞘野）

　　　住　所：〒829-0392　福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2

電　話：0930-56-0300（内線143）

ＦＡＸ：0930-56-0334

E-mail：kosodate@town.chikujo.lg.jp